

令和 7 年度 堺市障害者自立支援協議会 体制図

◎ 障害者総合支援法第 8 9 条の 3

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う

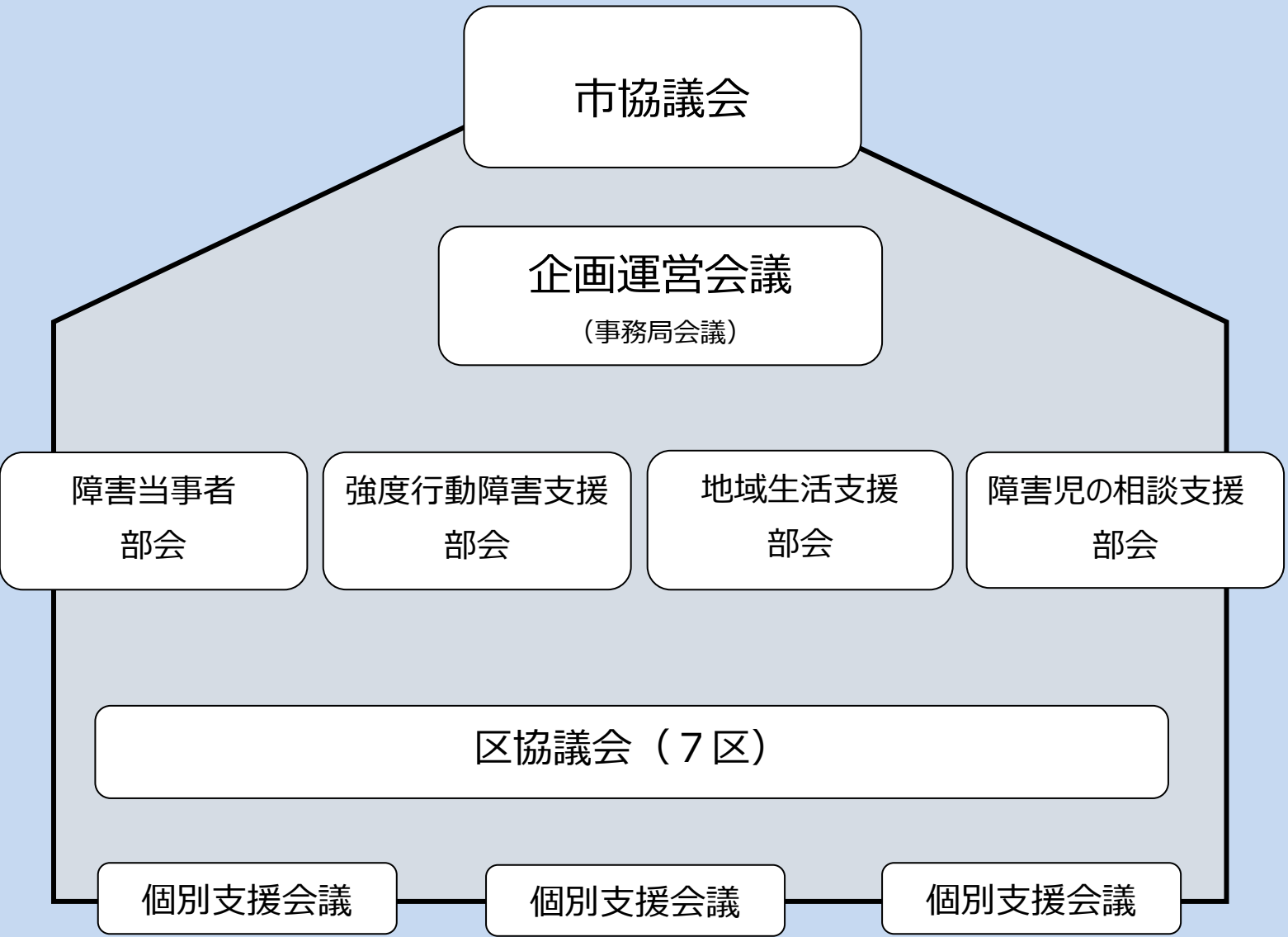
◎ 堺市障害者自立支援協議会設置規約

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者など、障害者福祉の関係者が幅広く参加し、適切な支援に関する情報の共有及び地域での相談に関するシステムの構築について、中核的な役割を果たす

◎ 6 つの機能

- ① 情 報 機 能 : 情報の共有と発信
- ② 調 整 機 能 : ネットワークの構築
- ③ 開 発 機 能 : 資源の開発・改善
- ④ 教 育 機 能 : 構成員の資質向上・研修の場
- ⑤ 権 利 擁 護 機 能 : 権利擁護システムの構築
- ⑥ 評 価 機 能 : 相談支援の質の向上

障害者が住み慣れた地域で、
安心して、主体的に、心豊かに
暮らせる共生社会の実現



市協議会

(H19.3.29 設置)

- ◎ 代表者レベルで、年間 2 回開催
- ◎ 協議会全体の集約と把握、最終意思決定の場
- ◎ 各所の動きを代表レベルに報告、議論する場

区協議会

(H19.4~6 設置)

- ◎ 官民の相談支援の実務担当者を中心に、毎月開催
- ◎ 実務担当者が、日常的に協働して高め合う場
- ◎ 地域のニーズを発見し、具体的に解決する場

企画運営会議

(事務局会議)

- ◎ 全体の進捗管理や調整、課題の集約・整理をする場
- 企画運営会議：必要に応じて開催
- 事務局会議：事務局・事務局補助（毎月開催）
- ◎ ホームページの管理・更新等、情報の集約・発信の場

各 部 会

障害当事者 部会

- 障害当事者のみ 12 名で、毎月開催
- 当事者同士が交流と理解を深め合う場
- 当事者の意見を出し、各所に伝えていく場

強度行動障害支援 部会

- 市協議会委員のほか、事業の専門的法人及び参画法人で構成
- 事業の運営や進捗管理、困難事例や啓発等を検討する場

地域生活支援 部会

- 令和 6 年度に設置した準備会にて、部会の目的や構成員等について検討
- 地域生活支援拠点等の効果的、効率的な運営を定期的実施する場

障害児の相談支援 部会

- 令和 6 年度に設置した準備会にて、構成員や議論するテーマ、「障害児」の定義についての検討を経て部会設置
- 「仕組み」「ネットワーク」の構築に向け、障害児の相談支援体制を検討する場